

意見提出手続結果報告書

次の佐伯市障がい福祉計画(第6期)(案)、佐伯市障がい児福祉計画(第2期)(案)に対する意見提出手続の実施結果は、以下のとおりでしたので、お知らせします。

- 1 佐伯市障がい福祉計画(第6期)(案)  
佐伯市障がい児福祉計画(第2期)(案)
- 2 意見募集期間  
令和2年12月24日(木曜日)から令和3年1月25日(月曜日)まで
- 3 意見提出件数 1件
- 4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

(1) 意見1

佐伯市は、障がいがある大人・その家族に向けての施策などは様々ありますが、障がいがある子ども・その家族については、情報が少なかったり、支援が手薄になっているように感じています。どんな子どもでも、佐伯市で育っていくこと育てていくことに安心感があって欲しいと想います。

①当事者の発想を活かしたまちづくりへの配慮

計画策定委員追加の提案として、障がい児等の保護者団体や児童通所事業所の方を入れて欲しいです。理由としては、策定委員名簿中に発達障がいを持つ子どもさんのサポートをしているところや、子育て体験のある方が入っているのか把握できなかったからです。その他にも大分県の発達障がい者支援センターも加入していただくことはできませんか。

②発達支援ファイルの活用推進

佐伯市内で、発達障がいのあるお子さんをもつ保護者やご家族に聞いたところ、このファイルの存在すら知らなかった人が多々いました。せつかくあるのだから知らせることを積極的に行って欲しい。特に保健師、学校の先生をはじめ、子どもの成長に関わる仕事をしている方には基本的な知識として習得しておいてもらいたいです。

③発達障がいについての研修や講演会、勉強会などを市主催で1年に1度はしてほしいです。

**【実施機関の考え方】**

障がい者(児)福祉に関する情報については、市報や佐伯市ホームページ、ケーブルテレビ等を通じて、周知に努めてきたところではありますが、今後も積極的な情報周知を図っていきたいと考えます。

①については、現在の策定委員には障がい者(児)を支援する育成会や児童発達支援センターの方に参加していただき、障がい者(児)と関わりのある家族の意見等を反映するように努めています。策定委員会として多彩な意見が必要であることから、人選については幅広い人材を求めていきたいと考えています。

②については、発達支援に関するファイルとして相談支援ファイル「きずな」を必要に応じて交付しています。今後もより多くの方の活用を目指し、あらゆる機会を通じて一層の周知に努めます。

③について、今後の発達障害に関して要望された事業として、施策検討時の参考とさせていただきます。

5 意見に基づいて修正した内容等

なし

6 問い合わせ先

佐伯市役所 福祉保健部 障がい福祉課 障がい福祉係（本庁舎 2階）

直通電話 22-4514 FAX 23-6002

Eメール：[syougai@city.saiki.lg.jp](mailto:syougai@city.saiki.lg.jp)